

## 新潟県スケート連盟規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は新潟県スケート連盟（以下本連盟という）と称する。

(事務局)

第2条 本連盟の事務局は新潟県新潟市中央区窪田町1丁目24-2 高橋宅に置く。

### 第2章 事業

(目的)

第3条 本連盟は新潟県内におけるスケート競技の普及と技術向上を推進するとともに、公益財団法人新潟県スポーツ協会の構成員として、県民体育の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 新潟県選手権大会の開催。
2. その他の競技大会の主催もしくは共催、主管又は後援。
3. 普及奨励及び指導者育成。
4. 講習会、研修会、審判員の派遣並びに養成。
5. 選手強化に関する事項。
6. その他、目的達成するために必要な事項。

### 第3章 会員の組織

(入会組織)、

第5条 本連盟の第3条の趣旨に賛同する有志をもって組織する。

1. 本連盟に加入する者は、加盟団体（クラブ）を通じ、毎年6月中旬迄に所定の手続きをし、登録料を添えて、提出しなければならない。  
(日本スケート連盟には別途登録手続きをとって登録する)
2. 本連盟は、競技事業部と普及部をおくことができる。

### 第4章 役員

(役員)

第6条 本連盟に次の役員を置く。

1. 会長1名
  2. 副会長若干名
  3. 理事長1名
  4. 理事・監事若干名
  5. 事務局長1名
- ほかに顧問・参与を置くことができる。

(役員選出)

第7条 役員を選出については以下の規定に従う。

1. 会長は理事会において推薦する。
2. 副会長は理事会において推薦する。
3. 理事長は理事会において理事より推薦し、会長が委嘱する。
4. 理事及び監事は各団体（クラブ）から推薦された者及び会長から指名された者を会長が委嘱する。
5. 事務局長は会長が委嘱する。

（役員職務）

第8条

1. 会長は本連盟を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故があるときは、その職務を代行する。
3. 理事長は本連盟の業務を処理執行する。
4. 理事は理事会を組織する。
5. 監事は本連盟の会計を監査する。
6. 事務局長は本連盟の事務を統括し、本連盟の業務を処理する。

（役員任期）

第9条 各役員任期は2年とし、再任を妨げない。（顧問、参与は除く）

1. 補欠役員任期は前任者の残存期間とする。

第5章 顧問及び参与

（顧問及び参与）

第10条 顧問及び参与は原則として、本連盟の会長であったもの及び功労のあった者の中から理事会の推薦により会長が委嘱する。

1. 顧問及び参与は会長の諮問に応じ、必要により会議に出席して意見を述べる  
ことができる。

第6章 会議

（理事会の招集等）

第11条

1. 理事会は毎年1回会長が招集する。ただし理事長が必要と認めるとき、又は理事の要求があったときは会長の承認を得て招集する。
2. 理事会は本連盟の業務に関する事項を審議決定する最高議決機関とする。
3. 理事会は理事の三分の一以上の出席で成立する。ただし出席できない理事は委任状で出席とみなすことができる。
4. 理事会の議決の決定は出席理事の過半数により決し、可否同数のときは議長がこれを定める。

第7章 会計

（収入）

第 12 条 本連盟の経費は次の収入をもって当てる。

1. 会費及び登録料
2. 公共団体補助金
3. 事業収入
4. 寄付金、その他

(会計年度)

第 13 条 本連盟の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(予算執行及び決算)

第 14 条 本連盟の予算執行及び決算について監事の監査を受け、理事会の承認を得るものとする。

第 8 章 附則

(諸規定)

第 15 条 理事会は諸規定を作成することができる。

(規約の改廃)

第 16 条 本規約の改廃については、理事会において理事の三分の二の同意で成立する。

(規約の実行)

第 17 条 本規約は平成 6 年 3 月 4 日より実施する

(規約の改正)

第 18 条 本規約は以下のとおり改正する

平成 15 年 4 月 13 日改正

平成 16 年 4 月 27 日改正

平成 19 年 4 月 15 日改正

平成 23 年 5 月 29 日改正

平成 30 年 4 月 28 日改正

**令和 4 年 4 月 23 日改正**

新潟県スケート連盟組織図

